

令和8年度 国民健康保険税の課税内容のお知らせ

地方税法及び海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の改正等により、海老名市国民健康保険税の課税内容が一部変更となりました。変更内容は以下のとおりです。

なお、算定方法の詳細は、「令和8年度海老名市国民健康保険税の算定方法」をご覧ください。

(1) 医療分（基礎課税額）

課税項目	変更前 (令和7年度)	変更後（据え置き） (令和8年度)
所得額に対する税率	6.06%	6.06%
均等割額	28,000円	28,000円
平等割額	21,500円	21,500円

(2) 後期分（後期高齢者支援金等課税額）

課税項目	変更前 (令和7年度)	変更後（据え置き） (令和8年度)
所得額に対する税率	2.60%	2.60%
均等割額	12,000円	12,000円
平等割額	9,400円	9,400円

(3) 介護分（介護納付金課税額）

課税項目	変更前 (令和7年度)	変更後（据え置き） (令和8年度)
所得額に対する税率	2.42%	2.42%
均等割額	12,800円	12,800円
平等割額	7,100円	7,100円

(4) 子ども分（子ども・子育て支援納付金課税額）

課税項目	変更前 (令和7年度)	変更後（新規） (令和8年度)
所得額に対する税率		0.31%
均等割額 ^(※1)		1,200円 (うち18歳以上30円)
平等割額		900円

(※1) 18歳未満被保険者の「均等割」は、全額軽減されます。その軽減分について「18歳以上被保険者均等割」として18歳以上被保険者へ賦課します。なお、納税通知書では、この二つをまとめて「均等割」として通知します。

(5) 賦課（課税）限度額

	変更前 (令和7年度)	変更後 (令和8年度)
医療分	66万円	67万円(+1万円)
後期分	26万円	26万円(変更なし)
介護分	17万円	17万円(変更なし)
子ども分		3万円(+3万円)
合計	109万円	113万円(+4万円)

(6) 国民健康保険税の軽減を判定する所得基準の変更

被保険者（被保険者でない世帯主の所得を含む）の総所得金額が基準額を超えない世帯に適用)

軽減割合	変更前 (令和7年度)	変更後 (令和8年度)
7割	43万円 + (年金・給与所得者の人数-1) ×10万円※を超えない世帯	変更なし
5割	43万円 + (年金・給与所得者の人数-1) ×10万円+ (30万5千円× 世帯の被保険者数) を超えない世帯	43万円 + (年金・給与所得者の人数-1) ×10万円+ (31万円× 世帯の被保険者数) を超えない世帯
2割	43万円 + (年金・給与所得者の人数-1) ×10万円+ (56万円× 世帯の被保険者数) を超えない世帯	43万円 + (年金・給与所得者の人数-1) ×10万円+ (57万円× 世帯の被保険者数) を超えない世帯

海老名市役所 国保医療課 国保年金係
☎046(235)4594(直通)
おかけ間違いのないようご注意ください。